

# 高知県新規就農支援緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。）第24条の規定に基づき、高知県新規就農支援緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、就職氷河期世代（新規学卒採用が特に厳しかった1993年から2004年頃に学校卒業期を迎えた世代をいう。以下同じ。）であり、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間中の資金を交付することにより、地域農業の支え手を緊急的に確保・育成するため、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき一般社団法人高知県農業会議又は市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する当該資金に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業内容、補助対象経費及び補助率)

第3条 事業内容、補助対象経費及び補助率は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(交付の条件)

第4条 資金の交付を受ける者（以下「交付対象者」という。）及び補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱、要領等の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、その収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して10年間整備保管すること。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(事業計画の作成)

第5条 補助事業者は、次条の補助金交付申請書を提出しようとするときは、実施要綱別記1別紙様式第22号による就職氷河期世代の新規就農促進事業交付計画を作成し、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、既に承認を受けた就職氷河期世代の新規就農促進事業交付計画について、次に掲げる重要な変更（これらに該当しない軽微な変更を除く。）を行うときは、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 新規就農者数に関する目標

- (2) 資金の交付計画における資金総額の増額又は30パーセントを超える減額
- (3) 交付主体
- (4) 推進事業費の増額

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、前条第1項の就職氷河期世代の新規就農促進事業交付計画に従って補助事業を実施しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(事業の着手)

第7条 補助事業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、次条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要があるときは、補助事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、別記第2号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、第6条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査等によりその適否を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、次の各号のいずれかの重要な変更（これらに該当しない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に知事と協議の上、別記第3号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の増額又は30パーセントを超える減額
- (2) 補助事業の中止又は廃止

2 知事は、前項の規定による協議の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了した場合は、完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助金実績報告書を提出し、就職氷河期世代の新規就農促進事業交付実績報告の承認を受けなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第11条 補助事業者は、高知県補助金等交付規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正な行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者が自らが定める規程、要綱等の規定に基づき資金の一部又は全部を返還させたとき。
- (5) 補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。

(交付対象者の情報の共有)

第13条 県及び補助事業者は、交付対象者の資金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

- 2 県及び補助事業者は、交付対象者の情報を共有することにより、当該情報を交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認及び重複又は虚偽申請の確認のために利用するものとする。
- 3 第1項の規定により、情報共有等を行うに当たって、県及び補助事業者は、交付情報等に関するデータベースを作成し、運用するものとする。なお、データベースを作成し、又は変更したときは、データベースのシステムソフトウェアの複製を国に提出するものとする。
- 4 補助事業者は、前項のデータベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。
- 5 県及び補助事業者は、本事業の実施に際して得る個人情報については、実施要綱別記1別紙様式第20号により適切に取り扱うものとする。

(関係施策との連携)

第14条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たり、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）による人・農地プランの作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）や農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）に基づき地域で進められる農地集積の取組と連携しながら推進するよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第15条 補助事業の実施に当たって、県、市町村、高知県青年農業者等育成センター（公益財団法人高知県農業公社及び一般社団法人高知県農業会議）（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の11に規定する拠点をいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する者をいう。）、農業協同組合、農業委員会、県農業振興センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

(検査等)

第16条 知事及び高知県青年農業者等育成センターは、必要に応じて交付対象者及び補助事業者の補助事業に係る進捗状況等に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第17条 交付対象者及び補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は交付対象者及び補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月26日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第4条第3号、第13条、第14条、第16条及び第19条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

事業内容	補助事業者	補助率
<p>1 就職氷河期世代の新規就農促進事業 就農に向けて、補助事業者が就農に有効であると認める研修を実施する農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家又は先進農業法人等（以下、「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して補助事業者が行う資金の交付に要する経費を補助する。</p>	<p>一般社団法人高知県農業会議又は市町村</p>	<p>定額</p>
<p>2 推進事業 補助事業を推進するため、補助事業者が行う次に掲げる事務及び活動に要する経費について補助する。 補助対象経費は、別表第2のとおりとする。 （1）補助事業の実施に関する事務 （2）補助事業の普及活動 （3）補助事業の交付対象者の指導活動</p>	<p>一般社団法人高知県農業会議又は市町村</p>	<p>定額</p>

別表第2（第3条関係）

推進事業費

区分	内容	備考
謝金	補助事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	根拠のある単価を設定すること。
旅費	補助事業を実施するために直接に必要な補助事業者の経費又は専門家等に支払う経費	
事務等経費	補助事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料等）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者、一般社団法人高知県農業会議職員に対して支払う実働に応じた対価）、共済費（臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）等	
委託費	補助事業を他の者に委託するために必要な経費	

（注1） 次に掲げる場合は、補助対象経費として認めないものとする。

（1） 支払が翌年度となる場合

（2） 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品、物品等を購入し、又はリース若しくはレンタルする場合

（注2） 人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

別表第3（第4条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。